

○杵築市建設工事等指名委員会規程

平成17年10月1日訓令第27号

**改正**

平成18年3月31日訓令第6号

平成19年3月15日訓令第6号

平成20年3月28日訓令第4号

平成21年3月25日訓令第3号

平成24年3月19日訓令第3号

平成27年3月30日訓令第2号

杵築市建設工事等指名委員会規程

(設置)

**第1条** 杵築市が発注する建設工事等の適正な執行を期するため、杵築市建設工事等指名委員会(以下「指名委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 指名委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 指名競争入札に参加する者の資格の審査及び格付に関する事項
- (2) 設計価格が130万円を超える建設工事及び50万円を超えるコンサルタント業務等で、指名競争入札に参加する者の選考に関する事項

2 前項に掲げる価格未滿の建設工事等で、当該主管課長が必要と認めた場合は、指名委員会に付議することができる。

(委員)

**第3条** 指名委員会の委員は、副市長、財政課長、教育総務課長、上下水道課長、耕地水産課長及び建設課長の職にある者をもって充てる。

(委員長)

**第4条** 指名委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、契約担当課長がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 指名委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、委員長が出席した委員の意見を尊重し決定する。
- 4 会議を開くいとまがないときは、議事について持回りにより審議し、決定することができる。  
ただし、設計価格1,000万円未満のものに限る。

(指名委員会の庶務)

**第6条** 指名委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(公表及び秘密の保持)

**第7条** 会議の結果は、公表するものとする。ただし、関係者は、審議の内容を他に漏らしてはならない。

(その他)

**第8条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、指名委員会が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の杵築市建設工事指名委員会規程（昭和57年杵築市訓令甲第5号）、山香町建設工事指名委員会規程（昭和61年山香町規程第1号）又は大田村工事指名委員会規程（平成7年大田村規程第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則**（平成18年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月15日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月28日訓令第4号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月25日訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月19日訓令第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。